

決算特別委員会 総務分科会

日 時：平成22年9月7日（火）

決算特別委員会総務分科会会議録			
平成２２年９月７日		開 会	午後２時２５分
		閉 会	午後５時０６分
出席者	委員	山 下 昌一朗 古 内 明 △東 條 恵美子 ○大神田 日 本 阿 部 善 博 江 成 直 士 松 永 千賀子 菅 原 康 行 岸 浪 孝 志 稲 垣 稔 小 林 一 郎	
	議員	な し	
欠席者		な し	
説明のため出席者		坂井副市長 八木総務局長 長沢企画市民局長 笹野渉外部長 原財務部長 佐藤税務部長 井上会計管理者 小俣渉外課長 古井財務課長 渡邊同課担当課長 高梨契約課長 河野税制課長 高橋納税課長 佐藤市民税課長 能勢資産税課長 河野会計課長 隠田総務法制課長	
事務局職員		今田議会事務局長 河本議事課長 佐藤同課担当課長 北野同課主査 西原議会総務課長 渋谷政策調査課長	

会 議 に 付 し た 事 件	議案第 5 9 号 平成 2 1 年度相模原市一般会計歳入歳出決算（所管部分） 議案第 6 7 号 平成 2 1 年度相模原市財産区特別会計歳入歳出決算
傍 聴 者	あり
署 名	担 当 委 員 長 大神田 日 本 担当副委員長 東 條 恵美子

午後２時２５分 開会

○大神田担当委員長 ただいまから決算特別委員会総務分科会を開会
する。

出席委員は１１名で定足数に達している。

お諮りする。本日の分科会傍聴を許可することに異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大神田担当委員長 異議ないので、これを許可する。
これより審査に入る。

—————◇○○◇—————

議案第５９号 平成２１年度相模原市一般会計歳入歳出決算（所管
部分）

議案第６７号 平成２１年度相模原市財産区特別会計歳入歳出決算

○大神田担当委員長 議案第５９号平成２１年度相模原市一般会計歳
入歳出決算の本分科会所管部分、議案第６７号平成２１年度相模原市財産
区特別会計歳入歳出決算、以上２件を一括議題とする。

お諮りする。審査の方法は、議事の都合上、一般会計歳入については、
款別に適宜一括して説明を求めた後、質疑を行い、一般会計歳出について
は、款別に適宜一括し、これに関連する歳入とあわせて説明を求めた後、
質疑を行いたいと思うが、これに異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大神田担当委員長 異議ないので、さよう取り計らう。

なお、財産区特別会計は、市民局に関連する歳出とあわせて審査する。

一般会計歳入、本分科会所管部分の市税から交通安全対策特別交付金及
び繰入金から市債のうち、歳出費目に直接関連しない部分の審査に入る。

提出者の提案理由の説明を求める。

〔佐藤税務部長、原財務部長説明〕

○大神田担当委員長 これより質疑を行う。

○阿部委員 まず、個人市民税についてだが、ことしの予算事始を見
ても、さらに減収ということは書いてあるが、市民１人当たり約１５万円、

対前年度9,000円減と、既に、ことし、こうなっている。1カ月平均1万2,600円とわかりやすく記述があるが、平成21年度の場合、まだよかったと思うが、減収の要因は経済状況の悪化だという話はずっとされているが、個人所得の減少ということで、市としては、今後このような状況がずっと続くような形で考えているのか。大事な部分だと思うので、改めて確認させてもらう。

○佐藤市民税課長 個人市民税の減収については、平成21年度決算における個人市民税の納税者1人当たりの金額は331万5,843円となっており、その前の年の平成20年度と比べると、年間3万9,000円減少しており、法人税の悪化に伴う影響だと考えられる。今後の要因について想定できることを言うと、今のところ、景気の足取りは重い回復が続く形で言われているが、円高とか、さまざまな要因があるので、なかなかはっきりしたことは言えないが、雇用情勢については、依然厳しいと見込んでいる。というのは、基本給が減少していくことと、法人もコスト削減意欲が強く働くために、基本給の増加が見込みにくいのではないかとということで、個人市民税については、本年22年についても、21年決算を下回るものと見込んでいる。

○阿部委員 法人市民税も大幅に減収ということ、特に製造業で税額が半減したという話だが、業種別に税収の様子を伺う。

○佐藤市民税課長 法人市民税の業種別の状況だが、製造業については下がり率が一番多かったが、業種別で言うと、20年度と21年度決算の比較だが、農業においては0.3%程度の減、金融業が69%、金額にすると4億2,478万円の減となっている。運輸、通信業は45.7%、金額にすると2億405万円の減、サービス業においては、18.1%、金額にすると2億156万円の減となっている。全体としては、38.1%の減ということで、金額的には29億7,805万円である。

○阿部委員 22年度の予算はもう出ているが、これから23年度の予算編成に当たって、今後もこの傾向は続くように――また、率も含めて、どのように把握しているのか。法人市民税、個人市民税含めて、改めて確認させてほしい。

○佐藤市民税課長 22年度、財政推計上の見込みだが、おおよその率で言うと、個人市民税は、21年度から22年度を比べると、前年度比8%の減を見込んでいる。法人については、今後の景気等、21年度が底と言われているので、およそ7.7%の増という形で見込んでいる。23年についてもほぼ同様、8%ぐらいを前年度比で見込んでいる。個人については、今のところ、23年度は0.0%という形で推計している。

○阿部委員 厳しい状況は依然続くものということで、わかった。そういうときに、これから本市にとって必要なのは、やはり、歳入確保策をさらに進めていくべきだと思う。これまでも、さまざまな方策に取り組まれていることは承知している。細かいことを言うが、大きな考えで答弁してもらいたい。全国で取り組まれている歳入確保策の中では、ざっと項目を挙げてみると、独自課税を行うとか、広告料収入をさらに取る方策を進めるとか、命名権の売却——ネーミングライツ、寄附金の受け付けを進めるとか、市場公募債のためのIRを進めていく、先ほどの寄附金の部分と重なるが、ふるさと納税制度を積極的に活用していく、資産を売却できる部分はどんどん売却し、また、運用、活用していく。無体財産権というか、特許料を取れる部分はなるべく取れるような——この部分は投資も含めて行っていくということ、それから、収納策として、コンビニ収納やインターネット納税、e-taxみたいなものをさらに進めたり、クレジットカードの納税も地方自治法の改正でできるようになってきているということで、納税者の多様な生活環境に対応した施策をどんどん進めていくような部分、また、債権整理の課題等もあると思うが、この辺に関して、本市として、細かいことを一つ一つやるとかやらないということはないが、今後どのような考えで歳入確保策を進めていくのか。これまでの状況も含めて、大きな話で構わないので、確認させてもらいたい。

○高橋納税課長 納税者の利便等を図るということで、既に相模原市においては、コンビニエンスストアでの収納、また、インターネットによる収納は、平成18年から実施している。さらに、クレジットによる納付だが、検討しているところで、幾つか解決しなければならない問題がある。1つは手数料の問題があり、コンビニ納付等と比べると、非常に高額にな

る。また、納税者が負担すべきなのか、自治体が負担すべきなのかというところがあり、今、その点については研究しているところである。

○河野税制課長 税については、今、納税課長が言ったとおりだが、それ以外の部分については、今、庁内の市税等徴収対策推進本部会議の中で、庁内の徴収金にかかわる、さまざまな債権確保に向けての取り組みは行っている。そういった中で、24年度の専管組織を目指していることと、債権管理条例についても、既に研究、検討等を進めている中で、債権整理も含めて、さまざまな取り組みを行う。それと、新たな課税実施権等を活用すべきではないかという話等もあった。政令指定都市に移行した後、指定都市市長会とか、いろいろ検討する場がある中で、今、いろいろ検討している。庁内でも、これは税に限らず、さまざまな取り組みができないかということで、いろいろな分野で話ももらって、実際にプロジェクトチームにも加わって検討しているところで、課税実施権に限らず、できる限りの方策を使って、財源確保に努めていきたいと考えている。

○古井財務課長 財源の確保策については、これまで税等の債権回収対策等の強化を初め、説明があった。それ以外についても、広告収入とか、ネーミングライツといった中では、広告収入については、21年度に本館1階エレベーター前にモニターを設置して、市からの情報提供を行い、広告媒体を流すことで広告収入を得るといった取り組みも実際に行った。また、ネーミングライツ——命名権の付与についても、今、実施に向けて検討を進めている状況である。

○阿部委員 歳入の確保策の中で幾つか答弁してもらったが、以前、一般質問でも触れた住民参加型市場公募地方債というものも、ことしの2月26日、第1回相模原市公募公債さがみはらまちづくり債ということで、10億円、0.78%の利回りで、5年満期というものが行われて、総合体育館とか、ふるさと自然体験教室の整備事業に充てられたということだが、調べてみると、さまざまな自治体でかなり行われていて、相模原よりもずっと条件のいいところもあるという印象を受けたが、この評価とか今後について、どういう認識なのか伺う。

○古井財務課長 住民参加型市場公募地方債は、資金調達方法の多様

化とか、市民の市政参加意識の高揚を目的として、平成15年度より発行している。実績については、21年度は10億円発行して、発行累計では7年間で65億円である。事前に往復はがきで申し込んでもらって、抽選により市民に購入してもらっているものだが、これまでの応募者数を調べると、延べ1万7,000人、当選し、購入してもらった方も6,500人に達している。また、アンケート等をとっても、市債発行を定期的に続けてほしいという回答が8割を超える状況があった。非常に好評で、本市の資金調達の一手段として、既に市民に定着していると評価している。

○阿部委員 歳入確保策では、税務当局、財務当局の皆さんの努力だけではなくて、関連するすべての部局、庁内で、権限に応じた確保策に取り組んでいく意識改革というか、動機づけみたいなものも必要なのではないかと考える。そうした場合、市民への説明責任とか、了解を得ながらという部分は当然だが、例えば広告事業で得た財源を、当該部局で全額使うようにできるとか、大阪府が取り入れることを検討して、試行してみたという話を聞いている。また、そういう形で、予算編成の前に各担当部局で創意工夫をやっていく、もしくは各区で取り組んでいくという時代がこれから来ると思うが、その件に関して、細かいことではなくて、考え方でも確認したいと思う。

○古井財務課長 景気の低迷等が続く、非常に厳しい財政状況がこれまでも続いており、また、今後の不透明な部分がある中では、まさに財源確保というのが非常に重要になってきて、今、委員から話があった例も含めて、予算編成における工夫等、積極的に財源の確保に努める努力が必要であると考えている。

○阿部委員 さまざまな財源確保、歳入確保という策をやっていかなければいけないのは当然だが、そこにかかるコストとか人材が同じように上昇してしまっては元も子もないわけで、集めるための費用も抑えつつ、税収を図っていくという取り組みが必要になるのではないかなと思う。そうした場合、例えば国とか県とか、市であっても、これからリーダーシップをとって、さまざまなことを研究したり、考えていたり、取り組んでいく必要があると思うが、現状と認識について、考えていることがあっ

たら願います。

○河野税制課長 税金については、国、都道府県、市町村、それぞれが活動に必要な経費を、国民あるいは住民あるいは法人からもらうということだから、基本的には、団体が課税の段階から徴収の段階まで、一体となっていく。税金の場合には、税収を得るには汗をかかなければいけないということを言われるが、それが基本となっている。しかしながら、税金の賦課徴収を行っていく上で、合理化を図ることは当然必要なことで、コストの削減あるいは納税者の利便性につながるということで、積極的に取り組んでいかなければいけないと考えている。現状では、一番身近なところでいくと消費税と地方消費税、これは全く別々の税目だが、都道府県税である地方消費税については、国に丸ごと徴収委託をしているということもある。もっと身近でいくと、個人県民税については市町村で一緒にやっているといった共同的にやっている部分がある。では、ほかの分野についてはどうかと言われると、税の性格とか、課税客体がそれぞれ異なるとか、いろいろな課題はあるが、やはりそういったところについても、できるだけ一緒にできないかということも含めて、確かに、税制のいろいろな指定都市等の会議の中でも、さまざまな意見がある。実現できるかどうかはなかなか難しいと思うが、今後、そういったものについても検討して、必要なものは税制改正要望という形で、そういった活動をしていかなければいけないという考えである。

○阿部委員 大きい話はわかった。もう一度、項目に戻って聞くが、固定資産税の状況について、平成21年度は評価がえの年と聞いている。本市の地価の状況、それから、マンション建築が進んでいるように感じるが、そこによる税収の伸び、状況を伺う。

○能勢資産税課長 初めに、地価の動向についてだが、平成3年以降、平成18年まで、緩やかな下落が続いていたが、平成19年並びに平成20年に若干上昇した。しかしながら、平成21年に再び下落に転じ、平成22年1月1日の地価公示価格によると、市内全域において下落しており、さらに、下落幅が拡大しているところである。また、平成22年1月以降、ここまで前半の3大都市圏の動向を見てみると、下落幅の拡大は若干おさ

まる傾向にある。しかしながら、地価の大きな上昇については、余り期待できないと考えている。

市内のマンション建築についてだが、最近5年間の状況を見てみると、多い年で、小規模なものを入れると20棟ぐらい、少ない年でも6棟程度が建築されている。平均すると、年に十五、六棟、約1,300戸以上がマンション販売されている状況にある。今後のマンションの見通しだが、年内に完成が見込まれているものとしては、日金工跡地に来週ぐらいにアリオ橋本がオープンするが、そこで建設が進められているマンション、タワー棟とレジデンス棟の2棟を含めて、橋本駅周辺で4棟、矢部駅周辺で1棟、相模原駅周辺の1棟の計6棟が予定されており、販売戸数は約1,100戸となっている。来年度以降については、現在のところ、計画が明らかに示されているのは、矢部駅周辺にダイクマというショッピングセンターがあったが、その跡地の1件のみが建築確認申請が出ており、現在把握しているのは、その1件のみである。

こうしたことから、来年度については、先ほどの6棟が完成するので、相応の収入は見込めるところだが、24年度以降については、若干、まだ大きな期待はできない状況にある。

○阿部委員 固定資産税についてもう1点、雑種地が宅地になったときに税金が変わってくるということだが、この考え方について伺う。

○能勢資産税課長 宅地にもいろいろあって、宅地のうち安くなるのは、居住用の建物の敷地、住宅用地というもので、これについては1戸について200平米までは課税標準額を評価額の6分の1、200平米を超えるものについては3分の1にするという、住宅用地の特例が地方税法で定められている。これにより、住宅用地については軽減が働くので、雑種地や、宅地の中でも工場とか店舗などは住宅用でないので非住宅用地と呼んでいるが、そちらと比べると税額が下がるという仕組みになっている。

○阿部委員 たばこ税についてだが、社会の健康志向を受けて減っている、39億が37億という話だが、本市としては、たばこ税は税金の大きな柱として確保していくのか、考えを伺う。

○佐藤市民税課長 健康への関心の高まりにより、売り上げ本数は減

少傾向にあるが、本年１０月１日に、税制改正により、たばこ税率が上がる関係上、来年以降の本市のたばこ税の収入については増収を見込んでおり、健康への配慮も当然のことながら、売り上げ本数は当然減っていくが、その分、税収は上がるということで、やはり３９億という額なので、市税としては大切な柱であるという認識は持っている。

○阿部委員 本当はたばこをやめた方が健康だと思っているが、自分に言いわけをして、たばこを続けてしまう人も中にはいるという話をたばこを吸っている方から聞いた。これは所管をまたがる質問で通告しようかと思ったが、やはり市としては、相模原市は健康文化都市なので、みんなで健康を目指していくために、たばこはどうするのか、この辺の構造的な方向性をしっかり出していくことは大事かと思うが、公の施設では、神奈川県は吸わない方向性が出ているが、趣味というか嗜好品であるので、個人の場合は存分に楽しんでもらって税金を払ってもらうのか、それとも、たばこは副流煙とか、さまざまな課題もあるので、やっぱり、みんなでやめていこうという方向性なのか、これはすごく大事なことだと思うが、市としての答えによっては、また一般質問をしたいと思っているので、答弁をお願いします。

○長沢企画市民局長 市としての考え方はどうかということだが、今、税の担当者から話をしたとおり、税額上は３９億ということなので、今の経済状況を勘案すると、これは大変貴重な財源ということでの答えだったと思う。ただ一方、健康上の問題としてとらえた場合に、トータルでどうかということだが、それぞれ基本的に、税収の面、それから、市民の健康上の問題ということで考え方はあると思うが、現時点では、市として、このことに対して、きちんとかういう考え方でいこうということをこの場で答えられる検討状況ではないので、課題としてとらえさせてもらい、健康上の問題、税収の問題、トータルに、今後、市としてどう考えていくのかを十分に検討し、考えていきたいと思っている。

○阿部委員 やはり、たばこは非常に健康に害があると思うので、この税金に頼るというよりは、むしろ、その費用を、たばこのない社会に向けた取り組みに振り分けていくという議論は、すごく大事だと思っ

ている。本市として、ぜひ、世界に誇れるような取り組みをしてもらいたい。

○小林（一）委員 まず、全体的な収入未済額が59億と不納欠損が4億3,000万ということで、収納率94.6%、0.7%下がっているという話があったが、増加傾向にある収入未済額の収納率アップ対策の一つとして有効な考え方ではないかということで、コンビニエンスストアの納付の実態について伺いたい。それから、どういうジャンルで、手数料はどうなっているのか伺う。

○高橋納税課長 コンビニの利用状況だが、利用できる税目の納付件数から、口座振替を利用している方を除いた総件数が123万6,000件あり、このうち37.9%の方がコンビニエンスストアを利用している状況である。さらに、その50.8%の方が金融機関が閉じている間——営業時間外に利用しているので、納税方法の拡充は市民のためになっていると理解している。

税目だが、市県民税、固定資産税、都市計画税、償却資産税、軽自動車税がある。また、国民健康保険税についても、コンビニエンスの利用ができるようになった。手数料は、1件当たり64円5銭である。

○小林（一）委員 支払う市民の側からすると、さまざまな事情があると思うが、手形とか小切手での支払いの実態についても聞かせてほしい。

○高橋納税課長 現金はもちろんのこと、約束手形、先付小切手、当日小切手の利用もできるようになっている。約束手形は21年度で46件あり、金額にすると1,994万円、先付小切手は186件、金額で2,608万円だった。先付小切手とか約束手形は市の窓口で受けるので金額等は把握しているが、当日小切手については、市の窓口以外、各金融機関でも取り扱えるので、大変恐縮だが、そちらの件数、金額等の把握ができていない。

○小林（一）委員 収納確保対策ということで、そのほかにも休日の電話督促とか臨戸督促、夜間相談窓口、そのほか、いろいろな形で努力してもらっていることについては理解している。こういう厳しい中だが、今後ともさまざまな方策を模索しながら、取り組みを強化してほしいと思う。

関連して、延滞金の関係で、こういう厳しい景気の状態の中で、延滞金の延滞税率がさらに重みを増し、負担感が増しているということがあるので、減免の考え方は切りかえていかなければいけないのではないかなと思う。もちろん法的なものがあって、その枠内でしかできないが、条例上で定めて、できるという部分もあると思うので、拡充についての考え方を伺う。

○高橋納税課長 本市においては、延滞金の減免という規定を設けている。例えば病気とか退職、自己理由によらない、いわゆるリストラとかで収入を絶たれた方、ただ、やめたからということではなくて、延滞金を納めるだけの資力がない方については、いろいろな項目があるが、約10項目ぐらいある。この条例、規則をつくる段階で、おおむね想定できる範囲のものはのせたつもりでいる。ただ、こういう社会情勢、いろいろな家庭の事情があるので、我々が想定しないような理由で、延滞金の納付ができない状況に陥っている方がいる、これは当然あることなので、そういう中で、拡充ということになるのかどうかかわからないが、そういう方たちによく事情を伺った中で、この10項目に適用はないが、それに類似した状況がある場合についても、延滞金の減免ができるような規定にはなっているので、さらに何か項目を設けるような状況ではないが、状況に合った対応は丁寧に行っているところである。

○小林(一)委員 住民税の延滞金が大変大きな問題となっているが、解消することは本当に難しいことだと思う。悪質な滞納者に対しては、本当に厳しい対応を求めてしかるべきだと考えるが、一方で、景気の影響とか高齢化の進展なども非常に大きい要素となっていており、税金を払いたくても払えない人に対しては、発想の転換というか、税金を取る行政から、生活をサポートしていく行政に転換する必要があるのではないかなと思う。こういった考え方から、いろいろな取り組みが各自治体、県、市レベルでも散見されるが、本市における考え方を伺いたい。

○佐藤税務部長 こういう時代なので、さまざまな事情で税が払えない、大体、そういう方は、国保などについても、同様に滞納しているという事情もある。また一方では、福祉分野との連携というか、本人が承知していない場合もある。そういう中では、できるだけ丁寧に、本人の事情、

経済状況、家庭環境を聞いて、特に税と国保は重複している場合があるので、税だけ取ればいいのではなくて、分納なら分納でも、全部、税に取るということではなくて国保にも分けてもらうとか、もちろんそういう話もあるし、必要に応じて、福祉、場合によっては生保なり、そういう分野に紹介するなど、できるだけきめ細やかな対応を図るようにしている。

○小林（一）委員 現実の中でも、そういった努力をしていることは承知している。最近、埼玉県などで、税の角度からということではなくて、国保の関係とか、福祉の関係とか、教育の関係とか、いろいろあると思う。例えば、生活保護世帯などで、さらに繰り返される、子供も生活保護を受けるような傾向があることもあって、そういったことに対する取り組みも始めているとか、細かい話だが、相模原市の場合、今回、区制で区役所にいろいろ相談が行くように流れが変わってきていると思うが、当然、国保の問題なども関連してくるわけで、そこで一元化して対応していくといったことも、これから必要になってくるのではないかと思う。ぜひ、今までよりももう一步踏み込んで、発想自体を転換してもらって、取り組みをお願いしたいと思う。

○稲垣委員 収納率の中身、収入未済額について、大きいものは、個人市民税、法人市民税が、かなりウエートが高いと思う。この未済額がふえていることは事実だが、特徴的なもの、あるいは今期、際立っているものがあれば聞く。

○高橋納税課長 21年度の収入未済額だが、特徴的には、個人を取り巻く納税環境は、依然として、非常に厳しいものがある。そうした中で、個人の市民税、特に普通徴収部分が非常に収納率が低い。あわせて、固定資産税、都市計画税のように個人に納めてもらうべき税金の収納率が低いというところで、収入未済額が多くなってしまったという状況である。

○稲垣委員 国庫支出金で収入未済額があるが、これはこういった内容か。

○古井財務課長 平成21年度の市税外諸収入金の収入未済の中の国庫支出金の部分で、内訳は相当細かくあるが、お手元の資料をまとめているので、細かい一覧表になってしまうので非常に説明しにくいですが、大き

いところでは、市街地再開発事業の補助金が12億9,000万ほどある。
あるいは、国の緊急経済対策で、交付金が3月に交付されて、それが約3,000万ほど、主には、そういった財源は繰り越し財源ということで、収入未済の扱いとしているものがある。

○稲垣委員 繰り越し財源というのは、繰り越して、また今年度入るという考え方でいいのか。

○古井財務課長 そうである。

○稲垣委員 手数料、使用料の未済額があるが、中身によって、所管が違ってしまうのか。

○古井財務課長 手数料については、一般廃棄物処理手数料がある程度の額があり、使用料について、やはり大きいのは住宅使用料の未済がある。

○稲垣委員 今までも、税を納められない人、国保も年金とかも同じだが、税収と住宅の支払いは連動するのか。

○河野税制課長 市税外の収入も含めてだが、市税等徴収対策推進本部会議で、各徴収金の担当者が集まった会議があり、その中の話では、景気低迷の中で、なかなか職がないという話を伺っている。これは何も税だけではなくて、税以外の徴収金についても同じような理由だと聞いている。

○稲垣委員 保育料なども未済がかなり見受けられて、あるのに払わないような人もいるようだが、住宅もそうだが、基本的には、病気とかリストラとか、本当に困っている人は、ある程度、救済措置等が必要だが、そうでなくて便乗、周りもそういう傾向があるから開き直ってしまえみたいなことは、やはり厳しく対処しないと、税の公平性が失われると思う。そういう中で、これだけいろいろな状況が変化しているから、財源の確保という中の税収の確保には、かなり専門的というか、そういうものがどんどん必要になっている。今まで手形で回収したというのも初めて聞いたが、あらゆるケース、差し押さえ、競売も、的確な処分、早期にやらないと、これを延ばしていれば、人間ってどうしても甘えてしまうから、許されてしまうというものがある。やはり、そういうものは厳しくなければいけないだろうし、そういった体制づくりは必要だと思うが、その辺はどうか。

○高橋納税課長 未済の解消を図るためには、相当の専門知識等が必要である。そうした中で、携わる職員の資質の向上は不可欠で、自主研修や市町村アカデミーの専門研修、自治大学校の徴収の専門研修等、積極的に参加させることによって、複雑な滞納整理業務が円滑、効率的にできるように、職員の資質を向上させたい。結果、未収の解消に努めていきたいと考えている。

○稲垣委員 皆さんの資質もそうだが、専門的な人も少し採用というか、あるいはその知識を得て、その辺は、ぜひひとつしっかりやってもらいたい。

収入未済額で、滞納すると、翌年は数字が大体倍になっている。延滞金とかが膨らんでとか、あるいは前からの繰り越しが残っていて、現年度分が加わるからなのだろうと思う。ずればずれるほど、未済額がふえていくという傾向、最終的には不納欠損額になる。不納欠損額にするに際して、何かルールとかあるのだろうが、その辺の流れを聞かせてほしい。

○高橋納税課長 不納欠損を避けるためには、差し押さえ等を入れて、税収確保に努めるが、どうしても差し押さえるべき財産がないとか、本人が行方不明ということで滞納処分ができない場合については、地方税法上、滞納処分の停止ということがある。いわゆる執行停止と言っているが、これは今言った一定の条件、財産調査等を行って、差し押さえるべき財産がない場合については、滞納処分が停止ができるというところで、これについては、通常3年間同じ状況にあった場合には、そこで債務が消滅する。さらに、即その時点で、まさしく将来にわたって徴収ができないという状況がある場合には、即時消滅ということで、その場で債権の消滅を図ることができる。これは法律上、いわゆる滞納整理をやった結果で不良債権の整理をするのが一つである。

もう一つは、いろいろ調査等をしていった結果、滞納処分の停止までいかないまでに、税債権の時効は5年になる。不納欠損の中には、滞納処分の停止をかけて債権を消滅したものと、法律上の5年の時効で消滅するという2つがあって、何らかの調査をやった結果と、手続として滞納処分の停止によって結果的に不納欠損になったということは、当然、我々の業

務として行わなければならないが、現実として、おおむね２種類の欠損がある。

○稲垣委員 大変な努力をしているのはわかるし、収納率も低下しているが、県内の収納率のレベルでは、皆さん、ある程度頑張っていると聞いている。引き続き、その辺の努力は、ぜひ、お願いしたい。

総務費の国庫補助金、再編交付金について伺う。２１年度の充当事業、主なものをお知らせいただきたい。

○小俣渉外課長 再編交付金は、平成１９年度から、駐留軍の再編に伴い、本市の影響に対し、国から補助金が出ているもので、２１年度に充当させていた事業だが、消防の相武台分署の消防車両や、新磯公民館の駐車場の拡張用地、新磯にある中村家住宅の文化財保護にかかわる事業、学校の関係だが、プールの循環ろ過装置の設置とか、もろもろ含めて１４事業、充当している。

○稲垣委員 交付額は毎年変わるが、今後の状況を伺う。

○小俣渉外課長 昨年度、１４事業合わせて４億２，４００万の交付があった。今後の見込みについてだが、再編交付金は、米軍再編の進捗状況に応じて交付されてくるものである。私どもで言うと、在日米軍の司令部の設置、自衛隊の中央即応集団司令部の設置という２事業がある。在日米軍については、既に改編が終わっている。中央即応集団司令部については、今、着手に入っているところと承知している。そういう状況の中で、平成２１年度は４億２，４００万、今後、２２年度も４億２，４００万、同額の歳入を見込んでいる。また、この額については、現在、国が予定している事業実施の状況を見ると、おおむね２４年度まで同額で進むと予想している。

○稲垣委員 再編交付金というのは、基地交付金とは違って、負担が重くなったところに重点的にという趣旨で充当されると聞いているが、その年度の事業によっては、市一般のところにも、かなり使われている。これはある程度はやむを得ないと思うが、当初の趣旨にのっとった充当を今後も心がけてもらいたい。

決算をみると、地方交付税が３億円増加している。この増加の理由と政

令指定都市移行に伴っての算定上の需要と収入、どういう影響があったのか。

○古井財務課長 地方交付税の決算、普通交付税の決算が、21年度は48億7,900万円ということで、前年度に比べて約3億円増加している理由だが、普通交付税は毎年制度改正があり、21年度の交付税制度の改正により、大変厳しい雇用、失業情勢にかんがみ、地方公共団体の雇用対策として創出された地方雇用創出推進費、その費目が新たに1億5,000万円、需要に算入されている。それ以外に、公債費で約8,000万円の増額があった。それらが主な要因である。

2つ目に、政令指定都市移行に伴って、需要と収入、どういった影響があったのかだが、政令市に移行して、国県道の管理とか児童相談所の設置あるいは区制の施行、そういった需要がふえたが、交付税算定上、約80億円の需要の増額があった。それに対して、収入では軽油引取税交付金など、新たな収入等で、トータルでは約28億円の増額にとどまっている状況がある。

○稲垣委員 ここで7年ぶりに交付団体になった。これは政令指定都市になったこととの連動があるのかないのか。

○古井財務課長 先ほど、政令市移行に伴って、需要が収入よりも多く算入されているという状況を説明した。仮に移行に伴う歳入あるいは歳出、需要と収入を加味しない中核市ベースで試算しても、企業収益の悪化とか個人所得、給与所得の減少が影響して、市税が大幅に落ち込んだことなどにより、交付税算定上の財源不足額が生じて、中核市でも交付団体になった。

○稲垣委員 この交付税、23年度、これから先の話だが、現時点でわかる範囲でいいが、見込みを教えてほしい。

○古井財務課長 23年度の見込みだが、8月末に示された国の概算要求の中に、地方交付税の概算額ということでお示しがあったが、そこで比較すると、今年度、地方交付税が同額の約16.9兆円、実質的な地方交付税ととらえている臨時財政対策債もほぼ同額ということで、国の地方財政に係る概算要求から見ると、本市の23年度の普通交付税額と臨時財

政対策債の発行可能額は、今年度とほぼ同額が見込まれるものと考えている。

○東條委員 市債について、減収補てん債を発行せざるを得なくなったことと、それプラス臨時財政対策債を発行して、その結果、８３億３、８００万の決算額になっていると思うが、前年度の伸び率が６７．５％、この表を見ると、そう書いてある。単年度で見たときに、予算が組めないもので仕方がないという話は出てくるとは思うが、その次のページにあるように、現在高もそれに合わせて非常にふえているという状況の中で、単に地方交付税の算定に上乘せされるからいいではないかという話ではないと思う。この返還というか、少なくしていくための方策というのは、こういうふうにとんとふえてしまったときに、どんな考え方で市債発行——単年度なので、当然のごとく、事業が回っていかないから市債を発行したと言われればそのとおりだが、後年度負担ということを考えたときに、どんな考え方を持っているか。

○古井財務課長 確かに、臨時財政対策債は実質的な地方交付税ということで、発行可能額そのものが相当拡大している状況がある。これは他都市も同様な状況があり、交付税の基準財政需要額の振りかえ財源ということで、国が示す標準的な行政サービスを有するために必要な一般財源としてはとらえているが、市債残高の中でも２５％ぐらいの割合を占めている臨時財政対策債は赤字市債の一つなので、公債費の増加は後年度の負担となるとともに、財政の硬直化を招く要因にもなりかねない。そういった懸念もされることから、発行に当たっては、さらなる歳入の確保とか、歳出の事業費の精査など、財源確保に努めるとともに、実質公債比率を初めとした財政指標にも十分配慮しながら、基本的には、発行額を抑制できるように努めていく必要があると考えている。

○東條委員 そうすると、臨時財政対策債の話と、減収補てん債も同じ扱いなのか。

○古井財務課長 臨時財政対策債は、地方交付税の振りかえ財源ということで措置されるものだが、減収補てん債は、特に法人市民税の落ち込みにより、交付税上の標準税収入を下回る場合に、実収入の前年度との比

較で、その範囲内で発行できる起債である。臨時財政対策債は100%、全額、後年度措置されるのに対して、減収補てん債は75%の措置という制度である。

○東條委員 私が今見せたものの12ページには、それ以外に減税補てん債というのが積み立てのところに出来る。そういう意味では、これも一般財源を補てんするためのものだったと思うが、減収補てん債は、市債現在高の状況のどこに入っているのか。

○古井財務課長 ここで整理すると、その他に入っていると理解している。

○東條委員 例えば、衛生とか民生とか教育費の公債費とは別に、一般財源に使える市債と考えたときに、このグラフは、25%ではない、三十七、八%になると考えなければならないのではないかと思ったが、そのとおりか。

○古井財務課長 臨時財政対策債で25.7%ということだが、それ以外に、過去に発行した減収補てん債も赤字市債の一つである。本市は21年度に初めて発行した。減税補てん債は平成6年から18年まで、継続的に発行してきている。それ以外に、臨時減収補てん債を平成9年に発行している。赤字市債としては、臨時財政対策債を含めて、21年度末で4つの起債があり、この残高で言うと、21年度末残高と比較して、約37%を占めて、3分の1強となる。

○東條委員 今後、来年度ゼロ、再来年度予算からゼロにしていくことは多分考えられないような状況ではないかと思うと、返しているとはいえ、赤字補てん債が非常に膨らんでいくのではないかということに関しては、財政の硬直化のこともあるし、非常に危惧する状況になってきているデータではないかと思う。安易に借りているとは思っていないが、何をどういうふうに精査して、どういう歳出にしていこうかということを含めて、そういう意味では、もっと精査していかないと、赤字補てん債がふえていく状況が、来年度、再来年度、生まれてくるのではないかと考えているので、そのところがきちっと、市民がなるほどと思うような形の情報、今の表だけ見てもわからないという状況もあるので、少なくとも、情報公開

をするときに、そういうことがわかるような表をつくってもら。歳出も、それにあわせて、今後考えていかなければいけないのではないかと思う。

○大神田担当委員長 副担当委員長と交代する。

〔担当委員長、副担当委員長と交代〕

○大神田委員 30 ページ、款 34、国有提供施設等所在市町村助成交付金のところで基地交付金が入っていると思うが、交付団体と不交付団体に対して、交付金額の上下はあるのか。

○小俣渉外課長 基準財政収入額と基準財政需要額という各市を比べる指標がある。その中で、基準財政収入額から基準財政需要額を引いた残りが黒字だった場合、不交付団体——裕福な団体は、政令控除という制度で減額されてしまう。21 年度の決算は、交付団体ということで、政令控除はなく、行われている。残念ながら、20 年度については、約 1 億円ほど政令控除がされたという実態がある。

○東條副担当委員長 担当委員長職を交代する。

〔大神田委員、担当委員長に復帰〕

○松永委員 個人市民税について、法人も含めて、代表質問でも何点か伺ってきた中で、個人市民税の減収の理由は、非正規雇用を初め、個人の所得減少が主なものという答えもあったが、人口もふえているが、課税者数の推移という点ではいかがか。

○佐藤市民税課長 20 年度と 21 年度を比べると、納税者の人数はふえており、過去 5 年間も、個人の納税者の人数は人口増加とともにふえているので、毎年、前年比増と理解してもらえればいいと思う。

○松永委員 払いたくても払えない人の存在がふえている中で、生活を支援していく考え方の質問もあったが、例えば国保のところで、失業者に対する軽減制度、これはハローワークと直結しているので、恐らく、漏れなくそういう方の軽減が窓口に連携していくという流れだろうと思うが、そういう中で、4 月から 8 月末までに 1, 500 世帯が軽減という制度にたどりついているということがあった。先ほども、細かく丁寧に相談していくという部長の答えもあったが、納税の相談件数とか内容的なものは、担当課の方ではデータとして残しているのか。例えば生活保護関係という

のは結構そのあたりもとらえているが、そこまで細かくはやっていないのか。

○高橋納税課長 人数の把握等はしていない。相談内容の把握も1件1件しているわけではない。

○松永委員 そういう意味では、担当窓口の職員のノウハウ、経験蓄積という点からも、事務的には大変になる部分もあるのかもしれないが、そういう分析、対応を考えていくのを含めて、その辺のところもした方が、市民にとっても、職員にとってもいいのではないかと思うが、この辺は要望しておく。

滞納の状況についてだが、先ほど来、不納欠損や収入未済額の話があったが、払えるのに払わない、払いたくても払えない、いろいろあるが、実態として、所得別滞納状況についても、資料としてそろえて分析しているのではないかと思うが、所得ランクで、どの層が多くて、どのぐらいなのか、把握していただければと思います。

○高橋納税課長 21年度末現在で、滞納者が3万9,631人あった。所得階層別の内訳だが、所得が確認できている2万3,763人の所得状況だが、滞納者の中で一番多いのは、所得200万円以下の方が65.6%ほどいる。201万から400万までの方は28.4%ということで、全体としては、所得400万円以下の方が非常に多い状況である。

○松永委員 こういった層について、滞納しているというところで、公平の観点で、ずっと徴収強化をしていくだけではないのは確かなことだと思うので、連携しながら、生活を維持できる、それから、納税するためにサラ金に向かわないようにしていく適切な相談とか、お願いしたい。

市の滞納処分の一つとして、失効停止の件数と、相模原市の個人市民税の失効停止の基準となる生活困窮は、具体的にはどういう状況か。

○高橋納税課長 平成21年度中に、775件の方に対して失効停止を行った。それぞれの家庭で、人数とか家族構成、学校へ行っているとか、お年寄りがいるとか、いろいろな状況があるので、一律に金額で分けているということではなく、状況を十分把握した中で、納税することが困難と

判断した場合に適用しているので、基準というのは特に設けていない。

○松永委員 私としては、意外な気がしている。そうすると、窓口対応の職員の判断、情報入手力、そういう差で最終的な判断が分かれかねない。国保やもろもろと同じように、一定の客観的な基準というのは必要なのではないかと思うが、この辺は現場で対応していてどうか。

○高橋納税課長 私が言ったのは、法律的な観点からの基準はないということと、逆に基準を明確に定めてしまうと、例えば家族4人世帯だとしても、収入の状況、学校へ行っている行っていない、病気の方がいるとか、いろいろな状況がある。細かい基準を設けた方が、かえって不利になる場合もある。対応によってバラバラなのかということだが、そういうことはあってはならないので、窓口対応とか失効停止については、研修等をして、人によって差が出ないような努力はしている。法律上の条件としては、差し押さえるべき財産がない、それが基準といえども基準で、生活困窮というところが基準がないのかということだと思うが、仮に法律で定めてしまうと、よく事情を聞いた中で、本来、納められない状況にもかかわらず、それに該当しないという逆のことも出てしまう。運用基準とか研修等を通じた中で、職員にはきっちりと対応させるようにしている。

○松永委員 生活状況によって、減免なり、失効停止なり、そういった判断をしていくという点では、どういうありようがいいのかというのは、今の答えを聞いても、これから私どもも、他の自治体の様子はどうかとか、どうあるべきかということについては、少し勉強していきたいと感じた。

22年度、税制改正ということで、扶養控除の見直しに伴う影響がこれから出てくると思うが、税だけでなく、昨年の総務委員会で資料ということで出された中の69件に、影響が考えられるサービスや制度が出てくるようだが、税制改正に伴う影響への対応をどうしていこうかというのは、担当するそれぞれのところで、そのまま自動的に上げるところは上がっていく。ただ、ところによっては、これではとても負担が大変だということで逡巡的にやっていくとか、さまざまなことを考えていくと思うが、こういった点については、来年度予算も直前だが、いつごろ税制改正との関係での考え方を固めて、議会に知らせてもらえるのか。

○河野税制課長 国で税制調査会が始まっているが、その中で、税制改正による控除の影響をどうしようかということで、ニュースで言っていたが、今の時点では、控除の改正がなかったとしたら、その段階での負担金とか徴収基準が中心に考えられているようである。どういう結論になるか、今の情勢だとわからないが、一、二週間ぐらい前のニュースだったので、恐らく1カ月ぐらいすると、具体的な解決方法が出てくると考えている。これについては、我々の方から、どういった影響が出るかということとは各担当に周知しているので、その結論が出たら、早急に調査を行い、実際に影響が出るのが来年23年分、実質的には24年度からのサービス等になるかと思うので、それまでには十分間に合うように、周知等もできるような形でやっていきたいと考えている。

○松永委員 国民の収入がふえてというわけではなくて、変わらない、あるいは減少しているのに、税制改正の関係で負担増になるのは、これまでにあった老年者控除の廃止とか、公的年金控除の縮小とか、ああいうパターンと全く同じで、国民の暮らしを本当に圧迫するし、その辺のところでは、国の動向をしっかりとらえながら、市として、市民に向けて、できる限りの負担軽減になるような努力をお願いしたい。今の時点でははっきりしていないが、まずは声を上げておきたい。

法人市民税についてだが、先ほど来、来年度の見通しというところで、7%増という具体的な数字も出されておどろいているが、これについての根拠を本会議で尋ねたときは、国や民間シンクタンクの動向、見方、市内法人の決算から判断したということがあったが、聞いても、本当にそうなのかという思いがどうしても抜けない。経済に精通していないので、マスコミ的な報道の中での不安というところをなかなか越えないが、市内法人の決算は、決算時期によってさまざまだと思うが、来年度はよくなると見通すような、本当にそういう結果が出ていたのか——出ていたということだが、5億円未満とか、5億円から10億円、10億円以上とか、さまざまなランクの業種があると思うが、どの辺あたりで好調の結果が出ているから、そういう見通しをしたのか。

○佐藤市民税課長 本会議で答弁したとおりだが、現在の時点で財政

推計をしたのは7月で、通常の場合、2カ月前に決算が終わった法人が打った結果を2カ月後までに報告してくれて、既に半年分を納入してくれている実績もあり、4月、5月、6月、3カ月間の実際の調定額が、昨年の4月、5月、6月に比べて、相当程度増加していることが一つの根拠にはなっていると思う。この後、景気の局面、そういった不安要素ももちろんあるが、21年度の税収がいわゆる景気の底と言われているので、この後は少しずつ上がっていくと考えられるならば、見込むに当たって、22年度の決算も8月から翌年の3月までの分を本年度と全く同じ額で据え置いたとして、4、5、6の3カ月分を上乗せして推計したような数字が得られたということで、そこがさらに低くなるという判断は、今のところ、していない。

○松永委員 ことしの8月以降について、昨年と同じレベルで想定したという話だが、確かに、マスコミでは4、5、6、恐らくそのくらいまでは、国もてこ入れをしてきたから、輸出を中心として回復してきているという報道が盛んにされていたころだったと思っていて、その後、円高とか株がどうこう、大変だと大騒ぎし始めた。だから、つい、こういうことを心配しているが、やはり、これから実施計画を策定していきましようというときでもあるし、入りの予測というのは、これからの予算、事業計画と連動して、厳しく見込んだ方がいいくらいの経済状況ではないかと思う中で、7%の上向きというのが心配だということだけ、今の時点では言っておきたい。

32ページの地方交付税、財政収入額と需要額について、市の不足額の見通しを132億円としていたが、実際は203億円不足した、70億円も乖離があった。すごい数字だが、これは主には市税の減収ということなのか、見通しを超えて、ものすごい減収ということだったのか。

○古井財務課長 当初予算における132億円は、普通交付税42億円と臨時財政対策債発行可能額90億円を加えた額である。結果的に、それが203億円になったということで、交付税算定上の財源不足額が拡大したことを意味するが、これについては、1つは、今年度、人口基礎方式に加えて、財源不足方式という方式が算定の中に取り入れられ、結果的に、

財政力が弱いところに重点的に現金での交付税が配分された。その分、逆に臨時財政対策債の発行可能額がふえたということはある。それから、7年ぶりに交付団体になったということからすれば、当然、景気の低迷等による市税の大幅な減収が大きく要因していると考えている。

○松永委員 国の考え方と市の税収減、ダブルパンチということでの見通しの格差が起きたようである。臨時財政対策債という制度そのもの、これは永遠に続くということでスタートしている制度ではないはずで、これについては、来年度、それからその先、国は臨時債の制度について、何か考えを示しているか。

○古井財務課長 臨時財政対策債については、平成13年度から3年間の時限措置ということで、これまで来た。3年たって、また3年間継続、継続ということで、21年度で終わるところ、1年継続ということで今年度を迎えた制度である。8月末に国の概算要求案が示され、その中で臨時財政対策債は、今年度、同額を見込んでいることからすると、来年度も基本的には延長があるだろう。その後の動きについては、私どもでは、現段階では承知していない。

○松永委員 そういうふうな大事な制度そのものが来年はどのようなかわからない。それでも、それを前提としてやっていくと思うが、そういう意味では、見通しを持っていく、そういう制度を想定してやっていかざるを得ないという点では、大変なことだと改めて感じている。

合併特例債、今まではずっと算定が一本算定だと少ないということで、個々の旧町のということの方が大きいと思っていたが、今回、一本算定の方が多くなったということのようだが、これは今後もそうだと考えられるか。

○古井財務課長 合併算定がえは、合併して、旧町で受けていた交付税を合併特例法上、担保するという性格のもので、政令市になって、ここで旧4町を加えた新市としての一本の算定と、合併算定がえそれぞれの5自治体の算定を合わせたもの、それは今後も続くもので、今年度については、一本算定と合併算定がえを比較した結果、一本算定がえの方が26億ということで有利だったという結果である。

○松永委員 合併特例債の合併に伴う時限措置で、平成２７年度まで活用すればできるということだが、相模原市は政令市になって、財政規模もどんどん大きくなってきているが、特例債の発行上限額そのものは、合併当時に決定された数字で変わらないということか。

○古井財務課長 合併特例債は、合併年度及びこれに続く１０年間に限って、市町村建設計画に基づいて実施される公共事業等に対して起債ができるというもので、これは２７年度までである。制度的には、９５％の充当で、元利償還金の７０％が今年度の交付税に措置されるもので、発行上限については、現在、約３４７億である。政令市になっても、その限度というのは、合併特例法に基づく措置なので、変わらないと理解している。

○松永委員 相模原市は、これまで不交付団体ということからかと思うが、合併特例債は余り活用してこなかった経過がある。そこで確認だが、平成１８年度から、合併特例債を発行してきた実際の数字を教えてください。

○古井財務課長 合併特例債のこれまでの年度別の実績だが、総額では、平成２１年度までで、約１１億５，７００万を起債している。年度別には、１８年度が６億３，２００万、１９年度が約２，２００万、２０年度が約１億６，４００万、２１年度が約３億３，９００万、合わせて１１億５，７００万円である。

○大神田担当委員長 松永委員、合併特例債は、歳出に関連する歳入の総務債の方へ入っている。

○松永委員 わかった。最後に１点だけ、今、２２年度から一気にふえているという推移も確認したかったので聞いたが、審査の順番で違っていた。交付団体になって、これから、合併特例債を必要な財源としてどう生かしていくかを考えていかなければいけないと改めて思っている。

○江成委員 ゴルフ場利用税の交付金に関連して、お尋ねしたい。過日の代表質問で、我が会派の岩本議員から、キャンプ座間のゴルフ場の利用について、日本人が９割以上を占めている状況にある中で、利用税の対象になっていない。これについては、地方税の特例法によって、かからないという話があった。市長の答弁では、課税権のある県と連携して要望していくということだったが、先ほど来、歳入確保で、皆さん、血のにじむ

ような努力をされ、委員からも、さまざまな積極的な提起がある中で、国の措置とはいえ、本市の状況で、こういうことが放置されていていいのかという思いが強いと思う。それに関連して聞きたいが、利用の実態調査はしたのか。

○小俣渉外課長 私どもとしては、利用税の関係での調査ということではなくて、ここでキャンプ座間のゴルフ場からのボールの飛び出しがあったことから、その危険性、実際の飛び出しの状況の確認のための調査をしている。内容的に、どのような方が使っているという細かい分析はしていない。どういう状況で飛び出したかということで、国、米軍にさらなる対策を求めていくための基礎データとして、飛び出しの状況の調査をしている。

○江成委員 キャンプ座間のゴルフ場については、返還を求めるのが本市の基本的なスタンスだと思うが、それはそれとして、現に使われている中で、あそこでやればゴルフの利用税がかからないというのは、やはり大変不合理だと思う。端的に言うが、アメリカの軍人、軍属に対する特例というのは基本的な理解で、一般の日本人市民が利用するのが仮に是としても、当然、しかるべき税の負担を負うべきではないか。したがって、それを県と連携して要望活動するとしたら、やはり実態をつかんで、国に対して、こういう実態があるから、こうすべきではないかというのが、国民全体に対する公平感からいっても必要ではないかと思う。今後の実態調査の考えを再度伺いたい。

○河野税制課長 課税上の話をすると、米軍キャンプ座間のゴルフ場は、地方税法の特例、詳しく見ると、軍人用販売機関等で、地方税法第75条のゴルフ場のうち、合衆国軍隊の直接管理に係るものという表現である。地方税法の特例の中には、さまざまな税について、特例の条件が書いてある。例えば事業税等のほかの税目の中には、契約者の利用に供するためとか、そういう表現がある。ゴルフ場利用税についても、アメリカの軍隊の方あるいは家族の方が利用している場合のみとなっていれば、当然のことながら、課税の対象になるかどうかということで、これは調査すべきかと思う。しかしながら、ゴルフ場利用税については、少なくとも、だれ

が使っているかというところまで問われていないということで、我々にとっても、これはとても不本意である。前に軽自動車税については、相模原市域にあっても課税できなかったということがあったが、努力の結果、できるようになったが、それはこの規定の中で何とか動ける話だったので、その話の中では努力したいと思うが、特例法の中身を見ると、そもそも日本人が利用するということが除外されていないから、おかしいと思う。この話は何年も前からもらっていて、ゴルフ場利用税の課税権は県にあるので、相模原の県税事務所にも、この制度はおかしいということで再三話をして、やはり利用実態、地方税法の特例の趣旨に合ったものにしてもらう必要があるということでは働いている。いずれにしても、税については、課税権のあるところが直接は動かなければいけないということなので、県が動けば、我々も一緒になって、いろいろな要望活動をしたいと思うが、まずは地方税法の特例自体を変えてもらわないと、この中では、現地調査をして、日本人が多いという、それで課税するまでは至らない。そういう実態を踏まえて、法律の改正を求めていく方が正しいと思う。

○江成委員 実態を踏まえて、特例の改正を求めていくわけだから、実態を調べるべきではないかと言っている。特例法が日本人の使用を除外していないとすれば、そもそも特例の趣旨からいって、除外していないのが不合理だから、それらも含めて、やはりこれだけ厳しい中で、皆さんが税を負担して、公平にする。滞納者にもそれなりの厳しい対応がある中で、こういう不合理がこのまま放置されるのは、金額の多寡以上にどうなのかと思うので、ぜひ、具体的に検討して、県との連携を図って、強力に進めてもらいたい。

経常収支比率について伺う。私、ちょっと当たったところ、17年度が89.7%、18年度が90.8%、19年度が92.4%、20年度が94.7%、21年度決算で96.9%というふうに、見方によっては相当急激に、いわばデッドラインに、どんどん近づいている。仮にこのままいけば、あと何年か後には100%になって、どうにもこうにも政策的な経費の打ち出しようがないという状況も考えられる。この間の急激な上昇要因については、さまざまな要因があると思うが、どんなふうにとらえて

いるか。

○古井財務課長 経常収支比率は、地方公共団体における人件費とか扶助費、公債費、こうした経常的な経費に経常的に収入される一般財源、市税とか交付税、譲与税等、そういった一般財源がどれだけ充当されていくかを示す、財政構造の弾力性を判断する比率である。本市の普通会計における21年度決算の経常収支比率は、今、委員から話があったとおりで、前年度より2.2ポイント上昇したが、他都市においても同様な状況があり、財政の硬直化が進行しているものと受けとめている。経常収支比率が上昇した要因は、景気の低迷等により、市税の減収等が一番大きくて、経常一般財源は減額となった。このことに加えて、扶助費等の経常的な経費が相当増加してきたことによるもので、景気の動向によっては、今後、全国的にも景気の低迷が続けば、こういった状況が続くことも懸念される。その対応策については、今後とも債権回収対策等の強化を通じて、市税等の一般財源の確保に努めるとともに、事務事業の徹底した見直しを図る中で、さらなる経常経費の抑制を行って、その数値、指標の改善に努めていく必要があると考えている。また、地方税財源の拡充強化ということで、これは以前から指定都市市長会と、国に要望していることで、大都市の税財政、大都市需要に対応した税財源の財源確保ということで、こういった動きについても、指定都市市長会と連携した中で、積極的に要望していく必要があるだろうと考えている。

○江成委員 21年度までの状況だから、政令指定都市云々というのは、それが直接どうこうというふうにはとらえていないが、率直に言って、ちょうど18年度くらいから、2%前後ぐらいの硬直化が進んでいる。あえて言うが、ちょうど符合するのが、津久井との合併があった。経常収支比率の性格からいって、これが直ちに影響していると言うつもりはないが、これについて関係は全くないのか、若干あるのか、その辺のとらえはどうなのか。

○古井財務課長 津久井地域との合併が直接、経常収支比率に影響しているかどうかについては、正直、その点を検証していないので承知していないが、一番言えるのは、やはり、ここ数年、扶助費が相当伸びてきて

いるところが大きく影響しているのではないかと考えている。

○江成委員 全体的な経済状況に影響されているわけだから、こういう局面を打開していくのはなかなか難しいと思うが、やはり、指定都市になって、新しい都市像をつくって、それを追求するときに、何ととっても、政策的な投資がどう行われるかというのは大変重要だと思う。このままでは、せっかく指定都市になったが、そういうところに投資しようといったって財源がないということになりかねないわけで、ぜひ、その点、要因を十分分析して、どうしたらそういう状況から少しでも脱却できるのかという点については、一層努力してほしい。

臨時財政対策債について、17年から21年度までの5年間の市債の発行限度額を800億円としていた。アクションプランでそういう設定をして、この間の市長の答弁でも、発行実績を約793億円に抑えることによって、目標をクリアしたという答弁があった。この5年間の計画の中の793億円には、臨時財政対策債も含まれているのか。

○古井財務課長 含まれている。

○江成委員 含まれているということで、そのときに、臨時財政対策債について、どう受けとめるかということについてはまた議論したいが、800億円の目標に対して、793億円で目標をクリアしたというが、先ほど課長の説明では、臨時財政対策債も含めて、4つの赤字市債がある。これが全体で37%を占めているということである。そうすると、仮に800億円の目標をクリアしたとしても、その中に占める赤字債の割合がどうであるかによって、目標クリアの内容自体、評価は大きく変わるのではないかと思う。そういうことを考えると、いわゆる赤字市債の発行枠の目標を立てたとしても、今までのように、臨時財政対策債も、いわば一緒にして入れていって、その目標を設定して、これをクリアするという意味が生きていくのか、すごく心配になる。この点について見解を伺いたい。

○古井財務課長 臨時財政対策債は、実質的な地方交付税として、毎年、地方財政計画等に基づき、発行可能額が配分されるものである。事業量に応じて発行額が増減する、いわゆる建設債とは性格を異にするものと認識している。また、実質的な地方交付税のうち、臨時財政対策債の振り

かえ額は年々増加してきており、今年度は財源不足が203億だった。そのうちの177億が臨財債の発行可能額ということで、約9割を占めている。そういった状況で、確かに振りかえ額が増加していくことについては、逆に言うと、本市の独自の財政努力だけでは、抑制することには限界があると感じている。他市に目を向けると、政令市19市のうち、本市を含めた9市が、本市でいうアクションプラン、市債の上限額を設定しており、そのうちの4市は、既に臨時財政対策債を対象から外して目標を設定している状況があるので、相模原市としても、改めて実施計画にあわせて市債の上限額を設定するわけだが、他市の状況等を踏まえつつ、慎重に検討していきたいと考えている。

○江成委員 臨時財政対策債等、いわゆるいろいろ言われたとしても、基本的には赤字市債であるものについては分けて目標設定を検討していくということでもいいか。

○古井財務課長 上限に含めるか含めないか、その他の赤字市債もあるので、他市の状況等を踏まえながら、総合的に判断していくということである。

○江成委員 くどいようだが、やはり、だんごにしたままでは問題が隠れてしまう心配もあるので、私としては、やはりきちんと区分けはしっかりした上で、目標設定をして、その実現に取り組む必要があるのではないかとすることを重ねて申し上げたい。

今までの議論を含めてわかったと思うが、先ほど財務課長の答弁でも、臨時財政対策債の説明について、この間の部長の答弁を引用すると、国が地方交付税の補てんとして発行可能額を配分する。元利償還金は普通交付税の基準財政需要額に全額算入されて、償還の財源は措置される。単なる負債の先送りではない、これが前段にあり、その次に、しかしながらで後段の分が続くが、しかしながら、あくまでも借金だと。後年度の財政負担、各種財政指標に留意しつつ、財政の健全性維持に努めると、この間の代表質問での答弁だった。臨財債をどういうふう to 受けとめるかについては、きょうも議論があったし、予算の審議のときに私もいろいろ言わせてもらった記憶があるが、率直に言って、聞いていて、前段は普通交付税の代替

措置だから平気だと言いながら、後段では、しかし、借金だと、しかしながらでつながっている。しかしながらというのは普通、前段と後段が食い違ったり、対立したりするときにつなげる接続詞だから、どっちに力点があるのか。前段なのか、後段なのか、あるいは両方やるんだったら、これこれこういうわけで両方に力点を置かなければいけない。先ほど一定の説明はあったと思うが、基本的にはどんなふうを考えているのか。本当に普通交付税の代替措置で心配ないんだったら、しかしながら以下は要らない、あるいは、なくなつてすっきりするのではないかと、市民感覚ではそう思う。私はそのように理解したが、この辺どうなのか。

○古井財務課長 臨時財政対策債については、元利償還金の全額、100%が後年度の基準財政需要額に算入される。それが前段で、しかしながら、あくまでも借金であるということだと思うが、景気の動向等によっては、今後、不交付団体になることも想定されるわけで、そういった状況なども考えた中では、臨時財政対策債の発行によっては、慎重な見きわめが必要であるという考え方から、しかしながらというふうに表現したものである。

○江成委員 きょうのところはわかったということで、いずれにしても、大変慎重な対応が必要だということは、後年度の財政負担、各種財政指標に留意すると答弁しているのが今のことだと思うが、留意するときの具体的な数値なり目標、つまり、しかしながら、だから留意するという、留意の目標なり数値があれば伺いたい。

○古井財務課長 後年度の財政負担や各種財政指標への留意という答弁を本会議で市長から何度かした。考慮する指標については、1つは、相模原の都市経営ビジョン・アクションプランに定めた起債上限額とか、実質公債費比率などの指標が主なものである。しかしながら、臨時財政対策債の発行については、これら指標から機械的に導いているのではなくて、やはり発行限度額があるが、あくまでも収支全体を総合的に見た中で、発行額を設定しているものである。

○江成委員 臨時財政対策債、平成13年から始まって、3年限度が次々と延長されて、見方によっては借金を借金で払っているという、言っ

てみれば自転車操業、国が保障するとはいえ、そういう側面はどうしてもぬぐえない。そういう意味では、とりわけこれだけ厳しい財政状況、経済状況の中で厳しい財政運営を強いられているわけだから、やはり何といたっても後年度の負担について、本当にしっかりとした見通しを持って対処しなければいけないのではないかと思う。交付税の算定が変わったことによって、普通交付税は減ったが、臨時財政対策債の発行可能額は177億に膨らんだ。当然、それを全部使ってしまう気はないと思うが、やはり、臨時財債も含めた対応をしなければ予算が立たないわけだから、その現実を受けとめるにしても、どうしたら圧縮することができるかということについては、ぜひ一層の検討をしてもらいたい。

○大神田担当委員長 他にないか。（「進行」と呼ぶ者あり）

ないので、一般会計歳入本分科会所管部分の市税から交通安全対策特別交付金及び繰入金から市債のうち歳出費目に直接関連しない部分の審査を終わる。

休憩する。

午後5時00分 休憩

午後5時04分 開議

○大神田担当委員長 再開する。

一般会計歳出の審査に入る。

議会費の審査に入る。

提出者の提案理由の説明を求める。

〔今田議会事務局長説明〕

○大神田担当委員長 これより質疑を行う。

質疑はないか。（「進行」と呼ぶ者あり）

ないので、議会費の審査を終わる。

本日の委員会はこの程度にとどめ、9月8日9時30分より行うこととする。

以上で決算特別委員会総務分科会を閉会する。

午後5時06分 閉会